連載
第57回

福聚山史

池浦泰憲文
及川一晋編

「脱宗教化」する墓地

前々回の「福聚山史」では、明治十年の『日蓮宗明細簿』に記載された常円寺の墓地が「境外」とされていたことから、その背景について触れた。明治以降の「墓地」政策について触れた。明治維新後、「墓地問題」は、当初は神道国教化の方針にそって対処される一方、徐々に公衆衛生や都市計画、地租改正など宗教とは別の理由からも規制が図られ、結果として境内から、行政が管理する「境外」となったと述べた。さて、このように明治に入ってから墓地は「脱宗教化」が進んだともいえるが、今回はこの点から当時の「墓地」をめぐる状況をもう少しみていきたい。

●なにをもって「墓地」とするか

江戸時代、墓地は「除地」「見捨地」と呼ばれ無税地であったが、明治政府は、前代の位置づけを受け継ぎつつも、次にあげるように、明確な墓地の定義と、新設墓地を制限していく。

明治七年（一八七四）四月二十日内務省地理局発議「墓地処分内規則」
第一条　死人ヲ埋メ木石等ヲ以テ其地ニ表識スル者之ヲ墳墓ト称ス
第二条　墳墓陳列一区画ヲ為シ政府ノ許可ヲ受ケ又ハ帳場ニ記載スル者之ヲ墓地又ハ埋葬地ト称ス

まず、第一条で墓地は単なる埋葬地ではなく「墳墓地」でなくてはならないこと、そして埋葬地には「表識」となる木や石の「墳墓」を建てなくてはならないとする。つまり、墓地は単なる遺体の埋葬地ではなく、「祭祀供養」の場でなくてはならないとしたのである。

また、墓地は、当然のごとく政府の許可を受けたものでなくてはならない、と第二条に示しているが、明治政府の成立当初は、許可を得ることができれば「墓地」新設の余地は残されていたという。しかし、明治十一年（一八七八）頃になると、新設は「宗旨若クハ種族ニヨリ之レヲ別設しない墓地」、すなわち特定の宗旨に属する場所である寺院内墓地や、あるいは屋敷墓のような個人の敷地でない、いわゆる「共葬墓地」に限定されるようになり、さらに明治十三年（一八八〇）には「神葬祭」独自の墓地新設も容認されなくなっていく。

●墓地はどういう場所でなくてはならなかったか

ところで、通達などによって墓地の定義を明確化し、新設墓地の規制を行った明治政府は、墓地という空間がどうあるべきととらえていたのであろうか。墓地に関する通達かは明治政府のいわゆる「墓地観」がうかがえ、墓地は一つには「不毛の地」「荒廃の地」というような、耕作地として適さない場所や、衛生上問題がない場所であるべきことがいわれる。また、

①「墓地ノ儀ハ外ノ潰地ト違ヒ永世可起返目途無之潰ノ儀ニ付」
②「墳墓ノ義ハ清浄ノ地ニ設ケ永遠保存スヘキモノニ府下従前墳墓市街ニ望ミ往々街区路線ノ改正ニヨリ発柩改葬等有之人情ノ忍サル次第ニ付」

とあるように、「永世可起返目途無之」＝墓を建てた場所が他の目的の使用のために掘り返されるようなことがないような状態を「永遠保存スヘキ」場所でなければならないともいわれる。特に②は、東京府に出された達であるが、「往々街区路線ノ改正…」＝都市計画によって「改葬」しなければならないことが生じた場合は「人情ノ忍サル次第」と、改葬することには消極的な姿勢が示されている。つまり、墓地は改葬される可能性のあるような場所であってはならないという姿勢である。このような政府の姿勢は、実際、無許可で埋葬した法規違反に対して、「情実忍ビ難キ義」として現状を容認した例からもうかがえる。みだりに改葬すべきではないという政府の方針には、「墳墓ノ義ハ清浄ノ地ニ設ケ永遠保存スヘキモノ」とあるように、墓地は、特定の宗教からは切り離される方向にはあったが、それとは別に政府の通達等を通じて遺体尊重に基づいた「清浄の地」、「祖先祭祀」の対象として永遠に保存すべき場所として規定されていったのである。

祖師堂屋上から常円寺の墓地を臨む

●国家に管理される「死」

以上のような政府による墓地の観念や定義に基づいた政策は、各地にある何代にもわたり墓地を利用するための掘り返しや、埋葬地と「詣墓」を別に設ける「両墓制」などの各地の習俗と、改葬の否定や、埋葬地と墳墓を立てる場所の不一致などの点から、矛盾を生んだという。しかし、政府として墓地に対する方針を明確化したことは、政策の推進を促すものとなったと考えられる。

明治十七年（一八八四）十一月八日『墓地及埋葬取締規則』（太政官布告第二十五号）が発布された。この制定理由については「埋葬上ノ取締ハ専ラ宗教力ノミニ頼リ能ハサルヘキノ傾向之アルニ付此際警察権ニ依リ其取締ヲ為サシムルハ最至当ノ義ナリ」と墓理行政から宗教上の問題を分離する方針が示されている。公衆衛生政策、地租改正、都市計画等の問題の中で、墓地をめぐる問題が宗教の枠組みでは処理しきれなくなったということであろう。そして、同年十二月一日には「自葬祭」禁止が解除され、僧侶や神官の関与がなくても葬祭を行うことができるようになった。また、「死亡届」や「埋葬許可証」の制度など、行政による統一的な規定が設けられ、このことは、いわば「死」というものが国家の管理下に置かれたことを意味しているといえるのではないだろうか。

こうした「脱宗教化」の流れの中、東京市では市内の墓地の郊外への移転先として、多磨墓地などの郊外の「共葬墓地」の建設がはかられた。しかし、これらの政策は、実は必ずしも順調に進んだわけではなかった。度々寺院側の反対にあい、一方、東京の人口が増大するとともに、郊外の共葬墓地は移転先としてではなく、市内の墓地不足を補う場所となっていく、こうして市内には寺院内墓地が残り、郊外には広大な「共葬墓地」という現在につながる状況となっていったのである。